

### ◎向日市民憲章◎

- 1 住みよいまちを力を合わせつくりましょう
- 1 きれいな緑と水と空を守りましょう
- 1 働くよろこびと心のふれあいを大切にしましょう
- 1 すくれた教育と文化を育てましょう
- 1 明るいくらしと福祉のまちをきずきましょ

5月は消費者被害防止月間

5月30日 消費者の日

## 気をつけましょう

# 悪質商法

平成元年度、向日市における消費生活相談受付総数は67件。

そのうち、悪質業者の被害にあっていたことも何件かありました。

悪質業者は、現在の高齢化社会や金余り現象を利用し、消費者を狙っています。

あなたのご家庭でも、被害にあわないように話し合いをされてはいかがですか。

こんなにあります

### 悪質商法

- 悪質商法の主な手口として、次のようなものがあります。
- 「あたり商法」あなたも消費者や郵便局などの公的機関からの訪問と見せかけて信用させ、消火器や表札を売りつける。
- 「原野商法」「これから値上がりする」「2年後に転売してあげる」などと遠隔地の土地を通常の数百倍もの値段で売りつける。
- 「SF商法」SFとは、新製品普及会の略称で催眠術法とも言い、集金場を使って日用品の安売りや無料配布をして、客が興奮してきたところで、高額商品を売りつける。
- 「資格商法」この講習を受けると、試験なしで国家資格が取れる」と言って、受講料やテキスト代をだまし取る手口。
- 「マルチ商法」宝石や化粧品、健康食品などの商品を買い、組織に加入し、購入する友人を紹介すると何%かの紹介料がもらえるというもの。
- その他、内職商法、ホームパーティー商法など様々なものがあります。

### ご存じですか

#### フリーリング・オフ

消費者にとって、不意打ちに当たる訪問販売は、販売員の巧みな話術にのせられて、購入意志が不安定なままつい契約してしまうことが少なくありません。そこで、訪問販売等に関する法律では、一定の条件のもとで消費者から一方的に解約できる制度があります。これを「フリーリング・オフ制度」といいます。

「フリーリング・オフ」とは「頭を冷やしてよく考える期間」という意味です。しかしながら、フリーリング・オフのできるのは、訪問販売法で指定された商品・役務・権利に限ります(キヤッチ・セールスなども含む)。

▼フリーリング・オフの期間  
訪問販売のフリーリング・オフは、契約日を含めて8日間となっています。

▼フリーリング・オフの効果  
フリーリング・オフの通知を発信した段階で、契約は最初からなかったこととなります。支払った代金は全

### 悪質商法にだまされないための心得

- 1 簡単にドアを開けず、まず名前と目
- 2 うまさぎるもうけ話に落とし穴
- 3 勇気を持って、はっきり言おう「いいりません」
- 4 一人で決断せず、家族・知人にまず相談
- 5 簡単に書くな名前、押すな印鑑、じっくり読もう契約書
- 6 頭を冷やして、よく考えてうまく使おうフリーリング・オフ

### ひとりで悩まず相談を!!



向日市消費生活相談員 思田 裕子氏

私が昭和52年に向日市消費生活相談員として来た当時は、欠陥商品(主に電化製品)に関する苦情が多かったのですが、世の中の変化に伴い販売方法やサービス、クレジットがらみの契約に関する相談や苦情が増えてきました。

訪問販売等に関する問題は、早ければ早い方がよく、延び延びにしているとフリーリング・オフの期間がすぎ、解約をしたくても困難な状況になってしまっています。元年度は、公民館やコミセンでも移動消費生活相談を行い、地域の皆さんにも気軽に相談に来ていただくことができました。そして身近な商品の安全性や生活知識に関する相談も数多く見受けられ、安全な暮らしを求める声も高まっています。最近では、電話による勧誘や街頭でキヤッチされる化し、豊かな商品に囲まれている中、その中で自分に必要なものを選択する鋭い眼を養っていただいたいと思います。

今年度も、消費生活相談を市役所または公民館コミセンでも行う予定です。ので、お気軽に相談に来てください。いっしょに解決していきましょう。

### 毎週水曜日 消費生活相談

市では、毎週水曜日(祝日を除く)の午後1時から4時まで、市民相談室(市役所一階)で消費生活相談を行っています。「角砂糖のカロリーはどれくらいか?」「廃油から石けんの作り方を教えてほしい」といった生活知識に関することから最近増える一方にある電話機の訪問販売商法の被害にあうといった契約に関するトラブルまで、消費生活に関するあらゆる相談に応じています。予約制ではありませんので、直接お越しください。

▽お問い合わせ 経済課 (内線335)

### 春の企画展

# 乙割の道くするべ

田乙調部に、今も残る道標を拓本や写真として紹介しています。みちばたにひっそりとたたずむように立っている道標は、その道のどんな歴史を見てきたのでしょうか。今回のこの企画は、人々の生活手段としての古道の意義を知るとともに文化財としての道標を見つめ直すものです。みなさんのご来館をお待ちしています。

◎お問い合わせ 向日市文化資料館 電話931-1182

とき 5月30日(水)まで  
ところ 向日市文化資料館 1階ラウンジ  
入場無料 月曜日休館  
開館は午前10時～午後5時30分

